

平成 30 年度豊田市成年後見支援センター実績表

(1) 広報業務

区 分	H30 目標値	平成 30 年度実績	平成 29 年度実績
出前講座	4 回	42 回	19 回
市民講座の開催	1 回	0 回	2 回
専門職との勉強会	4 回	16 回	2 回

(2) 相談業務

区 分	H30 目標値	平成 30 年度実績				平成 29 年度実績			
相談支援	250 件	273 件・延 2046 回				296 件・延 2,566 件			
内訳 (その他除 く)	区 分	認知	知的	精神	他	認知	知的	精神	他
	類型別割合 (%)	60%	7%	18%	14%	59%	8%	13%	20%
	対応件数 (件)	164	19	52	38	174	25	39	58

(3) 利用促進業務

区 分	H30 目標値	平成 30 年度実績	平成 29 年度実績
市長申立	—	21 件	5 件
申立書類作成支援	100 件	77 件	115 件
定例会	12 回	12 回 (その他、臨時受任調整会議 3 回)	9 回

(4) 後見人支援業務

区 分	H30 目標値	平成 30 年度実績	平成 29 年度実績
後見人支援	—	77 件	87 件
チーム会議の開催	100 回	61 回	43 回

(5) 法人後見業務

区 分	H30 目標値	平成 30 年度実績	平成 29 年度
受 任	受任 40 件	受任 40 件 (延べ 43 件・4,391 件対応)	受任 24 件 (延べ 665 件対応)

受講無料

とよた市民の 力になりたい!

そんな方を募集しています

とよた市民後見人になってみませんか?

- ✓ 社会福祉活動に理解と情熱と熱意がある
- ✓ 満25歳以上
- ✓ 豊田市内に在住・在勤
- ✓ 説明会を含め、研修の全日程に参加(原則)

とよた市民後見人とは?

判断能力が不十分な方に寄り添い、心の声に耳を傾けられる人のことです。その役割は、本人だけでは難しい福祉制度等の手続きや支払いを行い、その人らしく暮らせるように生活を守ることです。

とよた市民後見人育成講座 事前説明会

2019

6/1 土

午後2時~3時30分

豊田市福祉センター

※当日は筆記用具をお持ちください。

2階介護予防室

内容

- ① 成年後見制度の概要と市民後見人の役割について
- ② とよた市民後見人育成講座の受講について

定員

80名(応募多数の場合、先着順となります)

申込方法

裏面の申込書をご記入の上、ご持参いただくか、郵送またはFAXにてお申し込みください

募集期間

5月7日(火)~5月28日(火)

申込み
お問合せ

豊田市成年後見支援センター
〒471-0877 豊田市錦町1丁目1番地1
TEL:(0565)83-5566/FAX:(0565)33-2346

主催:豊田市社会福祉協議会・豊田市



とよた市民成年後見人育成講座とバンク登録への流れ

とよた市民後見人になるためには、「とよた市民後見人育成講座」を受講する必要があります。

1. 事前説明会

6月1日(土) 14:00~15:30

- 市民後見人の役割
- 講座の内容や受講要件
- 市民後見人バンク登録について

2. 基礎講座

6月~11月の土曜日 13:00~16:30(原則)

全11回(基本月2回) 初回は6月22日(土) 12:30~

- 成年後見制度の基礎知識
- 対象者の理解(認知症・知的障がい・精神障がい)
- 後見人等が行う財産管理と身上保護
- 演習(事例検討・グループワーク)

3. 実務講座

2020年1月~3月の土曜日等

全3日程度

- 後見業務の実際(後見人になったらやるべきこと)
- グループワーク ほか

4. 登録面接

市民後見人バンク登録、とよた市民後見人として活動開始

事前説明会会場について



豊田市福祉センター

〒471-0877 豊田市錦町1丁目1番地1
(0565) 63-5566

【公共交通機関でお越しの方】

- 愛知環状鉄道新豊田駅または名鉄豊田市駅より徒歩約20分
- 豊田市駅からは西口の5番バス乗り場より「豊田市福祉センター行き」おいでんバスで直通
- 名鉄上挙母駅より徒歩約10分
- 愛知環状鉄道新上挙母駅より徒歩約15分

【お車でお越しの方】

- 駐車場 197台
※利用台数に限りがございますので、可能な限り乗り合せや公共交通機関等のご利用をお願いいたします。

切り取り

とよた市民後見人育成講座 事前説明会 参加申込書

5月28日(火)必着

フリガナ				昭和	年	月	日
名前				平成			(歳)
住所	〒 -						
電話	()			FAX	()		
備考							

※車いすをご利用の方など、配慮が必要な方は、その旨をご記入ください。

上記をご記入の上、下記にお送りいただくか、豊田市福祉センター内にある豊田市成年後見支援センターまでお持ちください。

FAX宛先

(0565) 33-2346

郵送または
持参先

〒471-0877

豊田市錦町1丁目1番地1 豊田市成年後見支援センター 宛

受付日時: 火~土曜日 8:30~17:15

※ご記入いただいた個人情報は「とよた市民後見人育成講座」の運営・管理にのみ使用させていただきます。

とよた市民後見人育成講座 事前説明会
豊田市における「市民後見人の育成・共働」について

令和元年6月1日(土)

豊田市 福祉部 福祉総合相談課

○「市民後見人の育成・共働」の施策としての考え方	P. 1
○「市民による後見活動」の目指す姿	P. 2
○市民後見人育成スケジュール	P. 3
○バンク登録までの流れについて	P. 4
○受講要件について	P. 5
○市民後見人の活動に対する報酬の考え方	P. 6
○家庭裁判所への推薦についての考え方	P. 7
○市民後見人の受任体系について	P. 8

- 豊田市では、**市民後見人の育成・共働の取組を、地域共生社会を目指して市民とともに創り上げる「社会の構造・仕組みづくり施策」として捉えて、推進**していきます。
- このため、改正社会福祉法に規定された「地域福祉推進の理念」と、豊田市の共働によるまちづくりの姿勢を示す「豊田市まちづくり基本条例」の考え方を踏襲した「まちの像」を目指します。

改正社会福祉法の理念

相互協力による日常生活の営み、活動への参加機会の確保

【住民・福祉関係者】

- ① 地域で暮らす上の多様な生活課題の把握（＝社①）
- ② 関係機関との連携等による解決（＝社②）（第4条の2）

【市町村】

地域共生社会の実現に向けた

- ① 地域づくり ② 包括的な支援体制づくり（第106条の3）

豊田市まちづくり基本条例の姿勢

【理 念】 市民及び市は、共通の目的を実現するために、互いの立場を尊重し、対等な関係に立って、共にまちづくりを推進（第5条）

【豊田市】 市民の自主的な活動の尊重、共働によるまちづくりを推進する施策（第16条）

- 【市 民※】 ① 公共の利益及び地域社会の発展への寄与（＝ま①）
② 市民活動の相互尊重、自らの発言と行動への責任（＝ま②）
③ 行政サービスに伴う負担の分任（＝ま③）（第9条第1項～第3項）

※市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体を示す。

【事業者】 地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与（第9条第4項）

踏襲

目指すまちの像

安心して 自分らしく生きられる 支え合いのまち

< いつまでも意思が尊重され つながり・支え合う 権利擁護支援の推進 >

本人・後見活動に関わる市民

（親族後見人、市民後見人を含む）

共働での実現・実施

- ・ 地域社会全体で本人の利益を擁護し支え合う（社①、社②、ま①）
- ・ 後見人の活動が市民間で尊重されつつ、親族後見人・市民後見人が本人の意思に基づく生活の実現に向け、人生に寄り添う姿勢と自覚を有する（ま②）
- ・ 本人は収入等への配慮は受けつつも応益負担し、社会に参加する市民の一員であり続ける（ま③）

豊田市・センター

- ・ 地域づくり・包括的な体制づくり
- ・ 共働によるまちづくり推進の施策

- ・ 連携等による課題の解決
- ・ 安心して住めるまちづくりへの協力

専門職、福祉・医療等の関係機関、家庭裁判所

- 豊田市では、太陽を向くひまわり(豊田市の花)になぞらえ、「本人に寄り添い、心の声に耳を傾ける」を市民による後見活動の理念とします。
- 中でも、①本人の意識と利益の尊重、②市民としての生活の実現、③生活等の変化への気づき、④後見人としての自覚、⑤公正な支援の5つの視点(5枚の花びら)を特に重要視します。

①本人の意思と利益の尊重

一面的な判断を押し付けるなど家族や支援者のためではなく、本人の立場に立ち、まずは意思の表明や決定に寄り添い、意思の尊重と利益を擁護する

②市民としての生活の実現

市民として大切な機会や場所、時間等を意識し、センターや関係機関と協力して、本人が安心して過ごすことのできる生活を考え、実現を目指す

豊田市民の後見活動
本人に寄り添い、
心の声に耳を傾ける

⑤公正な支援

疑惑や不信を招くことがないように、個人情報保護など各種法令を意識して日頃からの支援を行う

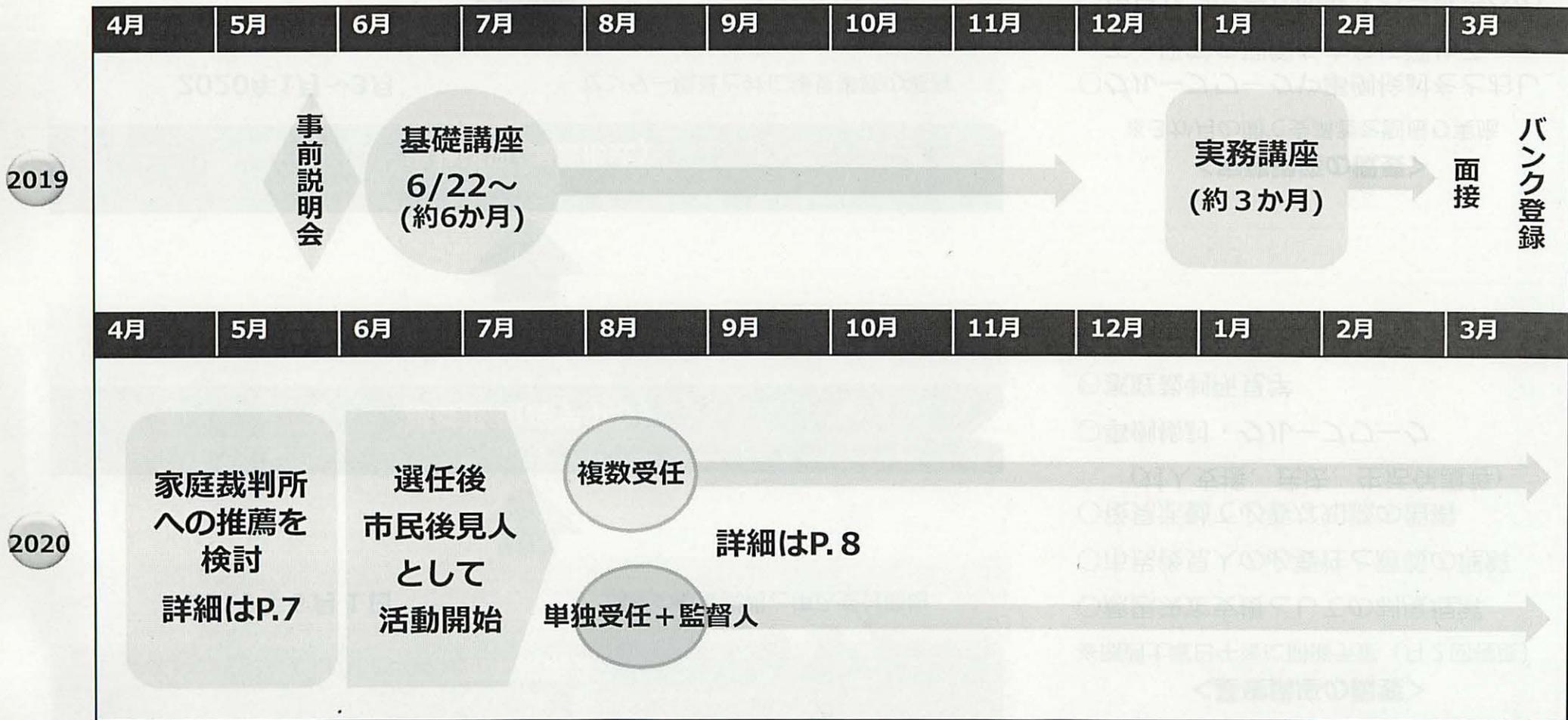
③生活等の変化への気づき

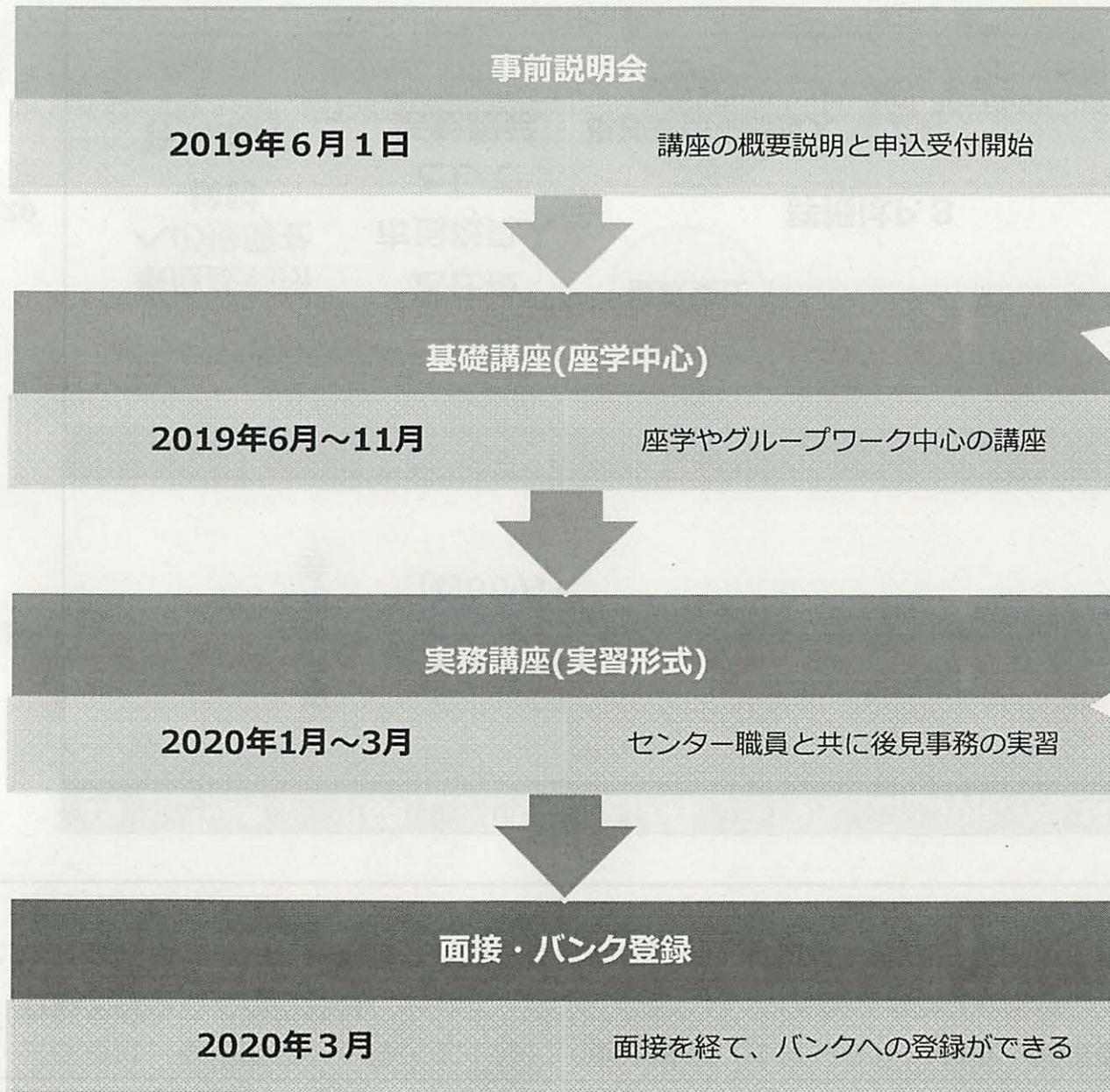
本人の生活や病状、環境の変化に市民目線で気づき、センターや関係機関と協力して、必要なサービス等が受けられるようにチームで支援する

④後見人としての自覚

家族でもなく、一時的なボランティアやお手伝いでもなく、代理権などの本人の権利を預かり、人生に寄り添う支援者として、本人を支えるチームの一員の自覚を有する

- 受講者は、基礎講座（6月～11月）、実務講座（1月～3月）の後、面接を経て、とよた市民後見人バンク（＝名簿）への登録を行うことができる。
- 2020年（令和2年）よりバンク登録者の推薦を検討し、家庭裁判所から後見人等としての選任を受けた者を「とよた市民後見人」と呼ぶ。





<基礎講座の概要>

※隔週土曜日午後に開催予定(月2回程度)

- 意思決定支援としての制度理解
- 市民後見人の必要性と意義の理解
- 後見活動で必要な知識の習得
(対人支援、民法、生活保護等)
- 事例検討・グループワーク
- 家庭裁判所見学
- レポート作成

<実務講座の概要>

※3か月の間で受講者を割り振り実施

- グループワークや事例検討をとおし
て、座学の理解をさらに深める
- 後見センターが開催する会議等への
参加
- レポート作成

とよた市民後見人育成講座の受講要件

◆講座受講申込時に以下の条件を満たし、とよた市民後見人となることを希望する者

- ① 社会福祉活動に理解と熱意があり、他の関係機関と共働し後見活動が支障なく行えること
- ② 原則、豊田市在住・在勤であること
- ③ 満 25 歳以上であること
- ④ 講座の全日程に参加可能であること

※ただし暴力団員、暴力団関係企業、団体又はその関係者、その他反社会的勢力であると認められる場合は受講できません。

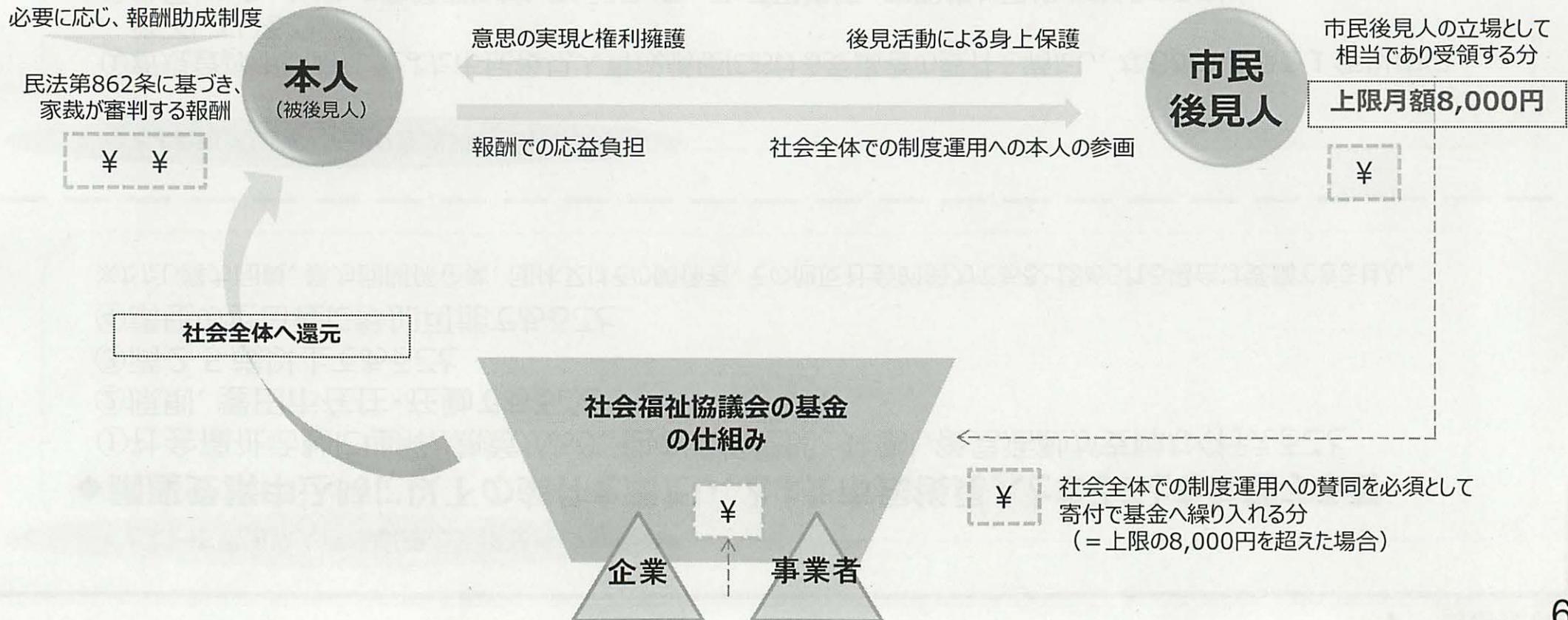
とよた市民後見人バンク登録時の要件

- ① 新規登録申請時に、とよた市民後見人育成講座における受講者の要件を満たし、なおかつ講座を 1 年以内に修了していること
- ② 後見センターがバンク登録者に対して行うフォローアップ研修等、定期的な研修に参加すること
- ③ 次に掲げる事項に該当しないこと。
 - ア 禁治産宣告・準禁治産宣告を受けた者
 - イ 成年後見開始・保佐開始、補助開始・任意後見監督人選任審判を受けた者
 - ウ 民法第 847 条に規定する後見人の欠格事由に該当する者
 - エ 後見人等として宗教活動や政治活動を行おうとする者
 - オ その他上記に準ずると判断される者

民法第 847 条に規定される欠格事由

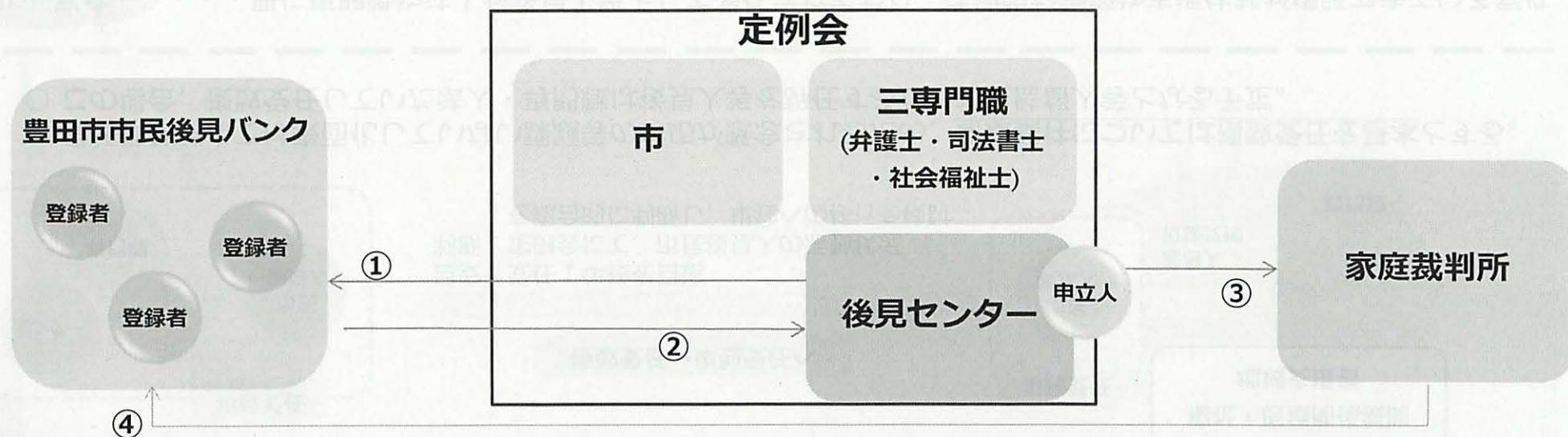
- ・未成年者
- ・家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
- ・破産者
- ・被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
- ・行方の知れない者

- 豊田市では、市の育成・支援体制の下、活動を行う市民後見施策に対する本人の分任分（＝本人の応益負担分）として、市民後見人は、報酬を申し立てるものとします。ただし、この時本人の収入等の状況に対する配慮を十分に行います。
- 一方で、市民後見人は職業としてその活動に従事するのではなく、公共の利益及び地域社会の発展への寄与といった公的な性格を持つ立場であります。このことから、報酬を受け取ることは、その立場として相応な額（＝上限8,000円）に留まることが豊田市の考え方です。



- 豊田市では、市民後見人の受任が妥当とされる案件があった場合、後見センターが主催する「定例会」にて市民後見人を候補者とするかどうか、また対象者に合わせてどのバンク登録者を推薦するかについて検討します。
- あくまでも後見人等の選任は家庭裁判所の専決事項であり、選任されない可能性があることを御承知おきください。

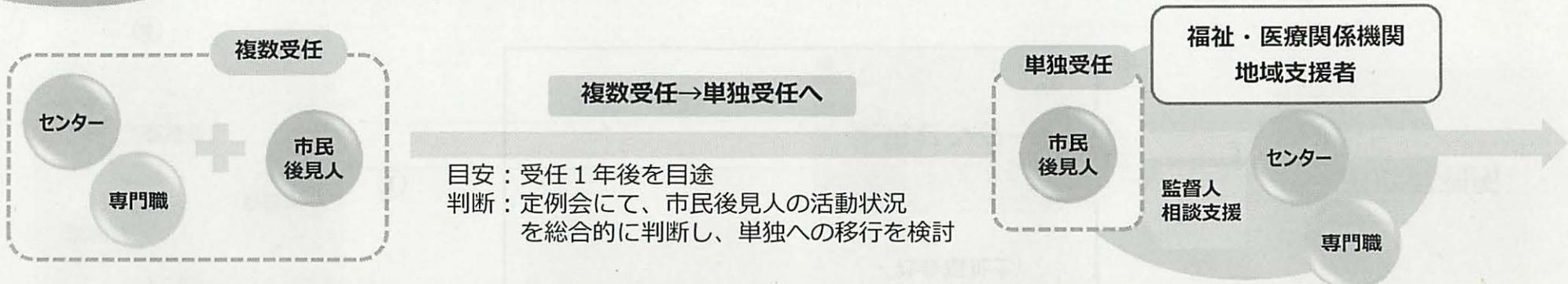
市民後見人の受任が妥当とされる案件



- ① 定例会において、市民後見人を候補者とするかどうか、その推薦者について検討。
- ② 候補者として推薦されたバンク登録者は、センターに対し、書面で承諾または辞退の意思表示を行う。
- ③ バンク登録者が承諾の意思を示した場合、申立人は候補者欄に当該バンク登録者の情報を記入し、家庭裁判所に申立てを行う。
- ④ バンク登録者は、受任に関して家庭裁判所からの照会及び選任の通知があった場合、すみやかにセンターに報告する。

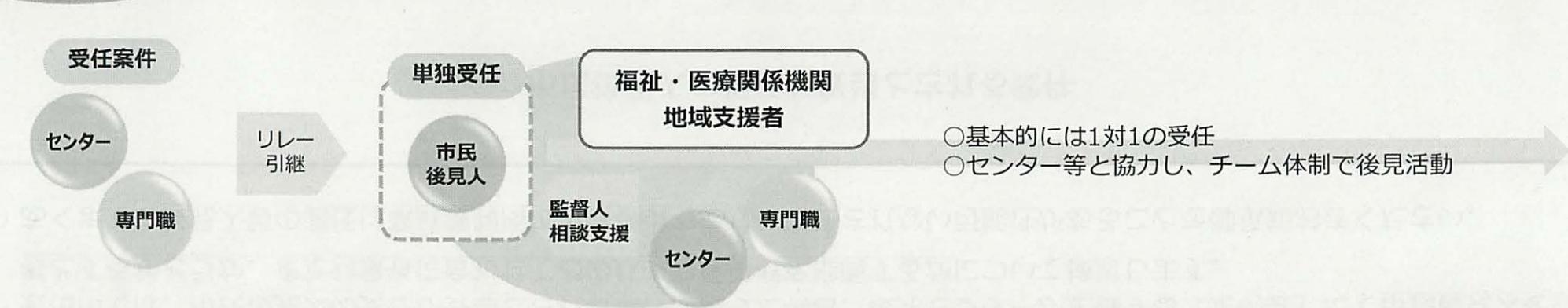
○ 豊田市では、家庭裁判所から選任された後も、後見センターを中心として、豊田市、専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）福祉・医療関係機関等がチームを作り、とよた市民後見人のフォローを行っていきます。

新規案件 …… 本人に初めて後見人等が選任され、これから後見活動を開始する案件



- 受任調整時点では表面化していない課題等の対応が懸念されるため、新規案件については複数受任を基本とする。
- この場合、複数受任していた法人・専門職は後見人等を辞任するが、後見監督人等となる予定。

リレー案件 …… 既に専門職や法人が後見人等として選任されており、法律的な課題や支援体制が構築できている案件



- 債務整理などの課題解消や、福祉的な支援体制が構築ができるなど、法人・専門職が必ずしも受任し続けなくてよいと判断できる案件については、法人・専門職からの引継ぎを受け、当初から市民後見人が単独受任することを想定。
- この場合、これまで後見人等であった法人・専門職は後見監督人等となる予定。